

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">省 略 用 語 例</p> <p>(注) この通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。</p> <p>法……………所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）</p> <p>旧法……………所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）による改正前の租 税特別措置法（昭和32年法律第26号）</p> <p>令……………租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）</p> <p>旧令……………租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）による 改正前の租税特別措置法施行令</p> <p>旧規則……………租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務省令第37号） による改正前の租税特別措置法施行規則</p> <p>平成15年以前旧法…租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和50年法律第16号）による改正前 の租税特別措置法、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第 16号）による改正前の租税特別措置法、租税特別措置法の一部を改正する法 律（平成7年法律第55号）による改正前の租税特別措置法、租税特別措置法 等の一部を改正する法律（平成12年法律第13号）による改正前の租税特別措 置法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第7号）によ る改正前の租税特別措置法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 14年法律第15号）による改正前の租税特別措置法及び所得税法等の一部を改 正する法律（平成15年法律第8号）による改正前の租税特別措置法</p> <p>措置法……………租税特別措置法（昭和32年法律第26号）</p> <p>措置令……………租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）</p> <p>（「農業に必要な農作業に従事する」ことの意義）</p> <p>2 令附則第33条第3項第3号イ及びロに規定する「農業に必要な農作業に従事する」とは、耕 うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、水の管理、給餌その他の耕作（<u>法附則第55条第4項第 1号に規定する耕作をいう。以下同じ。</u>）又は養畜に直接必要な作業に従事することをいい、</p>	<p>(同左)</p> <p>（「農業に必要な農作業に従事する」ことの意義）</p> <p>2 令附則第33条第3項第3号イ及びロに規定する「農業に必要な農作業に従事する」とは、耕 うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、水の管理、給餌その他の耕作又は養畜に直接必要な作 業に従事することをいい、耕作又は養畜の事業に必要な帳簿の記帳、集金等はこれに含まれな</p>

改正後	改正前
<p>耕作又は養畜の事業に必要な帳簿の記帳、集金等はこれに含まれないのであるから留意する。</p> <p>(法附則第55条第3項の規定の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合)</p> <p>10 法附則第55条第3項の規定の適用を受けている受贈者及び同条第4項第1号及び第6項第1号に規定する被設定者である特定農地所有適格法人が、特例適用農地等(旧法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等(法附則第55条第4項に規定する農地等をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)及び当該特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利につき、旧法第70条の4第1項第1号に規定する譲渡等(以下「譲渡等」という。)をした場合において、当該特定農地所有適格法人に帰属すべき使用貸借による権利の譲渡等の対価の額がないときには、当該受贈者が、同条第15項の規定に基づく旧令第40条の6第25項に規定する申請書に、その譲渡等の対価の全部又は一部をもって代替取得農地等に該当する農地又は採草放牧地を取得する見込みであり、かつ、当該代替取得農地等のすべてについて、当該特定農地所有適格法人に対して当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該特定農地所有適格法人の名称及び所在地を付記して税務署長の承認を受けたときに限り、当該代替取得農地等に相当する当該譲渡等をした特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかったものとして取り扱う。</p>	<p>いのであるから留意する。</p> <p>(法附則第55条第3項の規定の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合)</p> <p>10 法附則第55条第3項の規定の適用を受けている受贈者及び同条第4項第1号及び第6項第1号に規定する被設定者である特定農地所有適格法人が、特例適用農地等及び当該特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利につき、旧法第70条の4第1項第1号に規定する譲渡等(以下「譲渡等」という。)をした場合において、当該特定農地所有適格法人に帰属すべき使用貸借による権利の譲渡等の対価の額がないときには、当該受贈者が、同条第15項の規定に基づく旧令第40条の6第25項に規定する申請書に、その譲渡等の対価の全部又は一部をもって代替取得農地等に該当する農地又は採草放牧地を取得する見込みであり、かつ、当該代替取得農地等のすべてについて、当該特定農地所有適格法人に対して当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該特定農地所有適格法人の名称及び所在地を付記して税務署長の承認を受けたときに限り、当該代替取得農地等に相当する当該譲渡等をした特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかったものとして取り扱う。</p>